

令和3年1月15日

関係各位

一般社団法人埼玉県バスケットボール協会
会長 田島 敏包 (公印省略)

緊急事態宣言発令に伴う対応について (要請)

平素より、当協会の活動に格別のご指導ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、2021年1月7日、東京・埼玉・千葉・神奈川の1都3県に緊急事態宣言が発令されました。同日、埼玉県は、「埼玉県における1月8日以降の緊急事態措置等」を発表しました。これらを受け、当協会は独自の対応を下記のとおり作成しました。皆様方におかれましては、当協会の対応をご理解頂き、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 対象事業及び対象者
当協会主催事業、当協会登録チーム及び登録競技者、登録審判員、登録指導者
- 2 期間
令和3年1月8日から緊急事態宣言解除まで
- 3 中止及び延期された事業 (2021年1月13日現在)
 - (1) 当協会主催事業で中止となった事業
 - ① 埼玉県 U12 冬季バスケットボールリーグ大会
 - ② 埼玉県社会人バスケットボールオープンリーグ
 - ③ 埼玉県社会人バスケットボール 0-40・0-50 リーグ
 - ④ 埼玉県社会人バスケットボールレディースリーグ
 - ⑤ 1月開催予定のDC (U12・U13・U14・U16) 事業
 - ⑥ 高等学校4支部大会
 - (2) 当協会主催事業で延期となった事業
 - ① 埼玉県 U14 バスケットボールリーグ (2/8以降開催予定)

- (3) 埼玉県高等学校体育連盟主催新人大会
中止または延期で検討中
- (4) 関東バスケットボール協会関連事業で中止となった事業
 - ① 関東高等学校バスケットボール新人大会
 - ② 関東ブロック U18 バスケットボール選抜練習会

3 要請内容

- (1) 事業について
2月7日まで当協会主催事業は予定されていません
- (2) チーム活動
「JBA バスケットボール活動再開ガイドライン（第2版）」では、緊急事態宣言の対象地域は、「活動レベル1」で「特定警戒」の状態に当たり、チーム活動は「完全自粛（個人トレーニング可能）」とされています。
条件付きで活動が認められる場合であっても、埼玉県が発表した「埼玉県における1月8日以降の緊急事態措置等」を遵守し、次の内容を踏まえた上で、感染防止対策に万全を期して頂きますようお願いいたします。
 - ① 全カテゴリー共通
 - ・練習及び練習試合等は自粛する
 - ・大会等への参加が認められている場合は、主催団体の指示に従うこと
 - ・活動場所の自治体及び施設の方針を遵守
 - ・必要とされる活動については、感染防止対策を更に徹底して実施
 - ・未成年者については保護者の同意を得ること
 - ② 中学生・高校生の部活動
 - ・埼玉県教育委員会並びに市町村教育委員会の指針及び所属長の指示を遵守
 - ③ U12・U15 クラブ
 - ・競技者が所属する学校長の指示を遵守
 - ・保護者の同意を得ること
- (3) 会議
 - ④ 感染防止対策を更に徹底して実施
 - ⑤ 参加人数は収容率50%を上限とする
 - ⑥ 夜間の会議は午後8時までとする
 - ⑦ Web 会議方式の採用

以上

連絡先 一般社団法人埼玉県バスケットボール協会
〒362-0031 上尾市東町 3-1679 スポーツ総合センター内
TEL & FAX 048-871-5169 E-mail sbasai@xg7.so-net.ne.jp

《参考》

埼玉県における1月8日以降の緊急事態措置等（1月7日発表）

（埼玉県ホームページからの抜粋）

緊急事態措置等の実施期間

令和3年1月8日から令和3年2月7日まで

緊急事態措置等の内容

外出自粛の要請（法第45条第1項）

不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛
特に、午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛

施設の使用停止等の要請（法第24条第9項）

飲食店の営業時間短縮要請等

催物（イベント等）の開催制限の要請（法第24条第9項）

収容人数10,000人を超える施設でのイベント 参加人数は、5,000人を上限
収容人数10,000人以下の施設でのイベント 参加人数は、収容率50%を上限

その他の事業者の皆様への要請（法第24条9項）

- ・テレワークの徹底
- ・在宅勤務、時差出勤の徹底
- ・職場、寮における感染防止対策の徹底
- ・従業員への基本的な感染防止対策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ
- ・全てのイルミネーションの早めの消灯

県立学校における感染防止対策等の要請（法第24条7項）

県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底並びに県立博物館、美術館及び図書館等について休館等を要請する。

緊急事態措置等とあわせた対応

県主催イベント等の取扱い

県主催イベント、行事については、原則、中止または延期
やむを得ず開催する場合は、徹底した感染防止対策を講じる

県内県有施設の休館

原則として休館とする

既に施設利用の予約が行われている場合などは除くこととする

この場合においては、主催者などに対して感染対策を厳格に行うよう強く要請

施設の営業時間短縮等の働きかけ

遊興施設、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売を伴う店舗、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗には、令和3年1月12日から、できる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を午後7時までとさせていただきようお願いします。